

宮城県環境安全管理対策資金融資制度要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地球環境の保全及び品質・衛生管理の促進を図るため、中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）が必要とする資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

(資金措置)

第2 県は、この制度を円滑に実施するため、予算で定められた金額を配分計画に基づき、第5に規定する取扱金融機関に預託するものとする。

2 県から資金の預託を受けた取扱金融機関は、預託金に対し残高で別に知事が定める協調倍率を乗じた額以上の融資を行うものとする。

(融資の対象等)

第3 この要綱に基づく融資の対象は、次のとおりとする。

(1) 環境保全施設整備等

次の各号の一に該当し、かつ、知事が適当と認めたものとする。

- ① 自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため事業用の低公害車を購入又はディーゼル微粒子除去装置等を導入するために必要とする経費
- ② 地球温暖化防止のため、自然エネルギーを活用するための施設又はエネルギーの効率的な利用を図るための施設を設置するために必要とする経費（ただし、自家消費を目的とするものに限る。）

(2) ISO・HACCP対応

ISO14001及びISO9000シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得するために必要とする経費

(融資の条件)

第4 融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 貸付限度額 一企業等 5,000万円

(2) 貸付期間 運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）
設備資金 7年以内（うち据置期間1年以内）

(3) 貸付利率 a 第3第1項の(1)にあつては、
年1.80%

ただし、環境配慮型経営に係る第三者認証（国際標準化機構（ISO）が定めるISO14001、環境省が定めるエコアクション21、交通エコロジー・モビリティ財団が定めるグリーン経営、みちのく環境管理規格認証機構が定めるみちのく環境管理規格。以下同じ。）を取得している中小企業者等及び県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している中小企業者等にあつては、0.10%を減ずるものとする。
この場合、当該認証を重複して取得している場合でも、割引率は最大0.10%とする。

b 第3第1項の(2)にあつては、
年1.60%

ただし、県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している中小企業者等にあつては、0.10%を減ずるものとする。

(4) 信用保証料 原則として宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証付き

- とし、信用保証料は協会所定とする。
- (5) 保証人 原則として法人代表者以外不要とする。
 - (6) 担保 取扱金融機関及び協会所定とする。
 - (7) 返済方法 原則として月賦均等返済とする。

(取扱金融機関)

第5 取扱金融機関は、知事と別途覚書を取り交わした金融機関とする。

(融資の手続等)

- 第6 融資を受けようとする者は、第3第1項の(1)①及び②に規定する経費については、地球環境保全に係る事業計画認定申請書(様式第1号又は様式第2号)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づき提出された申請書の内容が適当と認められるときは、申請者に対し、地球環境保全に係る事業計画認定書(様式第3号)を交付するものとする。
 - 3 前項の認定書の有効期間は、交付の日から1年間とする。
 - 4 融資の申込みは、取扱金融機関に対し、各認証の写し(第4第1項の(3)a及びbただし書に該当する場合)を添えて、当該金融機関所定の融資申込書により行うものとする。ただし、第3第1項の(1)①及び②に規定する経費に係る融資申込みにあつては、第2項に規定する認定書を添えて行うものとする。

(報告及び調査)

- 第7 協会は毎月の融資状況について、翌月の20日までに知事に報告するものとする。
- 2 知事は、前項に規定する報告に基づき必要があると認めるときは、職員をして取扱金融機関、協会及び融資を受けた者について調査させることができる。

(繰上償還)

- 第8 知事は、この融資を受けた者が次の各号の一に該当する場合において当該融資した資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認められたときは、その旨を取扱金融機関に指示するものとする。
- (1) 融資申込の際に提出された書類に不実の記載があったとき。
 - (2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続が不相当と認める事実があったとき。

(協 議)

第9 この要綱に定めるもののほか、この制度の運用について必要な事項は、知事とその都度取扱金融機関及び協会と協議して定めるものとする。

(事業実施)

第10 各事業年度におけるこの制度の実施に関しては、別途知事と取扱金融機関とが取り交わす覚書に基づくものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年7月5日から施行し、平成5年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、平成6年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。
- 3 宮城県公害防止等資金融資制度要綱(昭和57年4月1日施行)は、廃止する。
- 4 この要綱の施行前に、宮城県公害防止等資金融資制度要綱に基づいて融資された貸付金については、同要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年5月29日から施行し、平成7年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱施行の際、現に改正前の宮城県環境保全対策資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年1月4日から施行し、平成7年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱施行の際、現に改正前の宮城県環境保全対策資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年11月25日から施行し、平成9年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱施行の際、現に改正前の宮城県環境保全対策資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の要綱を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱施行の際、現に改正前の宮城県環境保全対策資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年12月19日から施行し、平成13年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県環境保全対策資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年11月1日から施行し、平成15年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年10月1日（宮城県信用保証協会での保証申込受付日とする。）から施行し、平成19年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 1 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県環境安全管理対策資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月17日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の宮城県環境安全管理対策資金融資制度要綱の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。